

まちづくり活動応援事業 **追加** 募集要項

コロナ禍の中、新しい生活様式を実践しつつ、地域の活力向上や課題解決のために市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。

募集期間

令和2年10月1日から10月30日まで

事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月末日まで

【対象事業】

一般枠（補助率2分の1、上限10万円）

- ・地域の環境保全に関する事業
- ・地域の福祉向上に関する事業
- ・地域の安全に関する事業
- ・地域の青少年健全育成に関する事業
- ・地域の産業・経済の振興に関する事業
- ・地域内外の交流促進、定住促進に関する事業
- ・地域のスポーツ・文化振興に関する事業
- ・地域の歴史、文化及び地域資源の活用に関する事業
- ・地域の子育て支援に関する事業
- ・その他、市長が適当と認める事業

推奨枠（補助率2分の1、上限15万円）

- ★市外から人を呼び込む事業（関係人口事業）
- ★多様な主体が連携し行う事業（連携事業）
- ★外国籍市民と交流する事業（多文化共生事業）

【事業の要件】

- ・「地域性」に関する基準
地域の課題が、地域の実情や住民ニーズに基づいたものであること。
- ・「公共性」に関する基準
事業の効果が広く住民に及ぶものであること。
- ・「持続性」に関する基準
効果が持続するもの又は継続した取り組みが見込めるもの。
- ・「熱意・主体性」に関する基準
自ら企画運営されるもの。

※国や京都府の補助制度の対象事業につきましては本事業の対象となりません。

※原則として、1団体につき、年間1事業の申請とします。

※事業費5万円未満は補助対象となりません。

※詳細は「福知山市まちづくり活動応援事業実施要綱」をご覧ください。

※補助金を受けられた団体の補助金等の情報は市民に公表します。

【対象とならない経費】

- ・団体の構成員に対するものは対象になりません。ただし、事業に関連し、かつ、専門性を有している者であって、代替性がないことを認めるものである場合は、この限りではありません。
- ・娯楽や懇親のための費用
- ・支払いの根拠がないもの
- ・主催者の弁当などの食糧費

【補助金の額等】

- ・一般枠の補助金の額は、補助対象経費の合計金額に対して2分の1を乗じた金額（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とします。
- ・推奨枠の補助金の額は、補助対象経費の合計金額に対して2分の1を乗じた金額（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を上限とします。

【交付までの流れ】

- 審査会 11月に、学識経験者を含む審査会を実施します。
審査会では応募者に事業の説明をしていただきます。
- 決定通知 12月に、申請者へ交付決定又は不交付決定を通知します。
- 実績報告 交付決定通知を受けて、事業完了後に実績報告書類を提出してください。
- 交付 実績報告書類の確認後、請求書提出により補助金を交付します。
- 報告会 事業成果の共有や交流を兼ねた研修会を開催しますので、積極的に御参加ください。（2～3月予定）

【問合せ・申込先】

福知山市役所 2階 まちづくり推進課
0773-24-9174